

施設系サービス 待機者情報の提供について

1 対象のサービス

老人福祉施設（地域密着型含む）、認知症対応型共同生活介護（予防含む）

2 待機者情報収集の目的

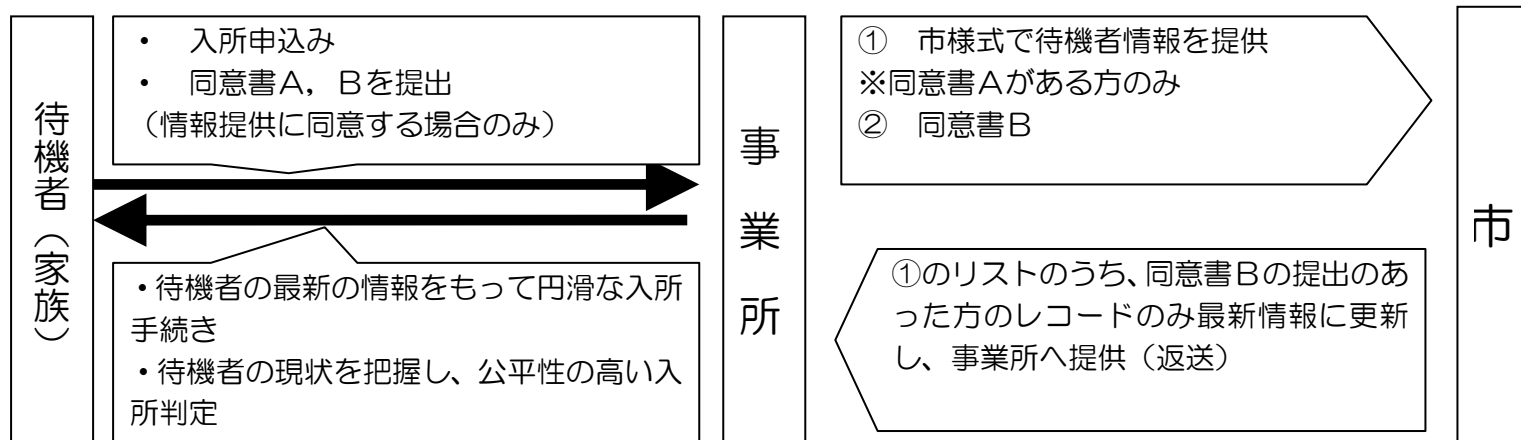
① サービス見込量の推計、施設整備計画の参考資料 ⇒ 介護保険法に基づくもの

② 入所判定や円滑な入所に向けた参考資料

※介護保険法第117条に規定される市町村介護保険計画策定に係るサービス見込等算出に必要なため

3 現在の運用について

- ・ 同意書A 事業所が市に対して行う情報提供
- ・ 同意書B 市が事業所に対して行う情報提供



4 待機者情報の提供に係る課題等について

- ・ 同意の取得（入所申込みの段階のため情報提供に抵抗がある、状態が悪い場合などは親族に連絡しづらいなど）
- ⇒ 正確な待機者数（施設系サービス需要）を把握できない = サービス見込と実績に乖離が生じる可能性

5 待機者情報提供に係る運用の変更

従 前
<ul style="list-style-type: none">同意書の取扱い <ol style="list-style-type: none">① 事業所が市に行く待機者情報の提供 ⇒ 待機者からの同意が必要② 同意を得た待機者に関する情報のみ市に提供
<ul style="list-style-type: none">実施頻度 毎月 <p>※ 毎月の報告が困難な場合は年2回（5月、11月）のみでも可能</p>



今 後
<ul style="list-style-type: none">同意書の取扱い <ol style="list-style-type: none">① 事業所が市に行く待機者情報の提供 ⇒ 待機者からの同意は不要 (従前の同意書様式Aは廃止)② 全待機者に係る情報を市へ提供
<ul style="list-style-type: none">実施頻度 年2回（5月、11月） <p>※ その他の月について、事業所が希望する場合は随時対応いたします。希望される場合は、毎月の空き状況報告の際に併せて待機者リストを提出してください。</p> <p>※ 年2回の実施の際は、各事業所に都度依頼いたします。</p>

6 運用変更に伴う対応の依頼

① 令和2年5月実施調査（4月末時点調査）までに待機者情報を整理

⇒ 市に報告する情報のうち、不足しているものがあれば確認願います。

氏名、生年月日、被保険者番号、保険者番号 など ⇒ リストに記載する情報が不足している場合、個人を特定できない場合があるため

② 可能な限り、「同意書B（市が事業所に情報提供を行うための同意）」を得てほしい。

転出や死亡している場合でも、同意がないと市から情報提供ができないため、事業所が把握できず、いつまでも「待機者」となってしまう。